

日薬連発第 740 号
2024 年 11 月 20 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を
改正する政令の公布について（通知）**

標記について、令和 6 年 11 月 20 日付け医薬発 1120 第 1 号にて厚生労働省
医薬局長より通知がありました。（日薬連会長宛：医薬監麻発 1120 第 1 号）

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしく
お願い申し上げます。

医薬監麻発 1120 第 1 号
令和 6 年 11 月 20 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の
一部を改正する政令の公布について
(通知)

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する
政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 351 号）が公布されたことに
伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写
しのとおり通知したので、内容を御了知の上、貴会会員に周知されるよう
お願い申し上げます。



医薬発 1120 第 1 号
令和 6 年 11 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の
一部を改正する政令の公布について
(通知)

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 351 号。以下「改正政令」という。）が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

今般、麻薬と同種の濫用のおそれ及び麻薬と同種の有害作用が確認された 3 物質について、新たに麻薬として指定する必要が生じた。

このため、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「麻薬等指定政令」という。）を改正し、これらの物質を麻薬として規制するため必要な措置をとるものであること。

第 2 改正の内容

1 麻薬等指定政令の一部改正

次の 3 物質を新たに麻薬に指定した。

- ① 6 a , 7 , 1 0 , 1 0 a - テトラヒドロ - 6 , 6 , 9 - トリメチル - 3 - ペンチル - 6 H - ジベンゾ [b , d] ピラン - 1 - イル = アセテート及びその塩類

- ② 6 a, 7, 8, 10 a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類
- ③ 6 a, 7, 10, 10 a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-イル=プロピオネート及びその塩類

2 施行期日

公布の日（令和 6 年 11 月 20 日）から起算して 30 日を経過した日（令和 6 年 12 月 20 日）から施行する。

第 3 留意事項

- （1）医薬品製造業者、研究者又はその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （2）既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、（1）と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- （3）（1）及び（2）について、法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- （4）医薬品製造業者、研究者又はその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等の当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- （5）改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

第 4 物質の構造式等

別添のとおり

第 5 その他

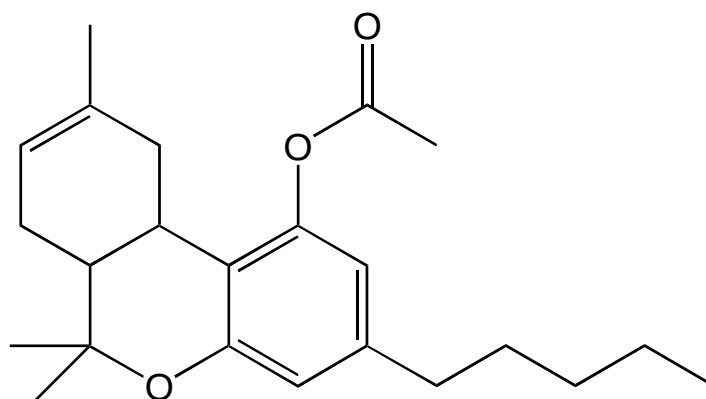
麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指

定薬物として指定されているが、今般の改正政令の施行により、麻薬として指定され、指定薬物ではなくなる。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令が公布される予定であるので、併せて御了知いただきたい。

物質①

構 造 式 :



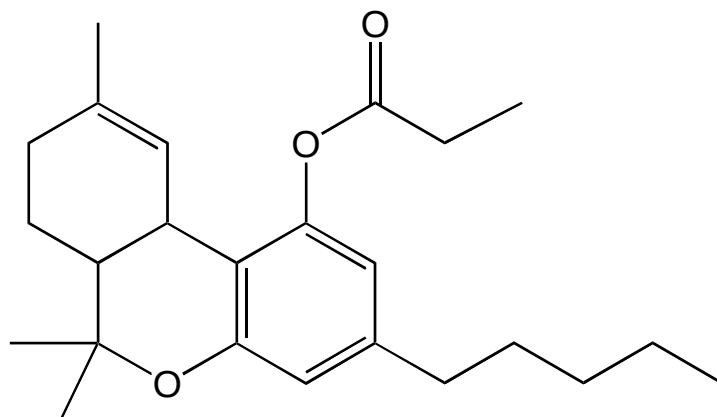
化 学 名 : 6a,7,10,10a-Tetrahydro-6,6,9-trimethyl-3-pentyl-6*H*-
dibenzo[*b*,*d*]pyran-1-yl acetate

化学名字訳 : 6 a , 7 , 1 0 , 1 0 a - テトラヒドロ - 6 , 6 , 9 - トリメチ
ル - 3 - ペンチル - 6 *H* - ジベンゾ [*b* , *d*] ピラン - 1 - イル
= アセテート

通 称 等 : Δ8-THCO、Δ8-THC acetate

物質②

構 造 式 :



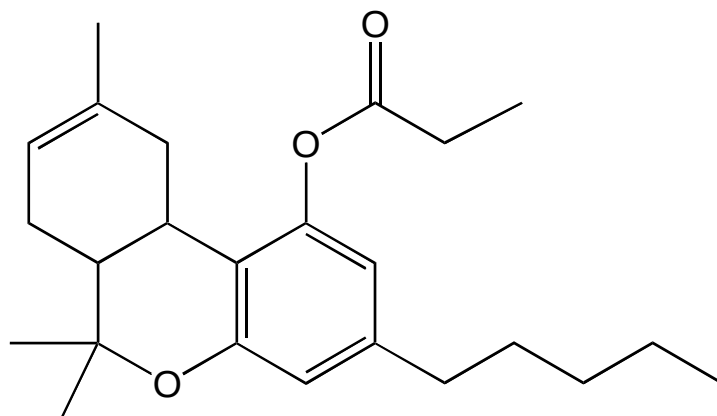
化 学 名 : 6a,7,8,10a-Tetrahydro-6,6,9-trimethyl-3-pentyl-6*H*-
dibenzo[*b*,*d*]pyran-1-yl propionate

化学名字訳 : 6 a , 7 , 8 , 1 0 a - テトラヒドロ - 6 , 6 , 9 - トリメチル
- 3 - ペンチル - 6 *H* - ジベンゾ [*b* , *d*] ピラン - 1 - イル =
プロピオネート

通 称 等 : Δ9-THCOP、Δ9-THC propionate

物質③

構 造 式 :



化 学 名 : 6a, 7, 10, 10a-Tetrahydro-6, 6, 9-trimethyl-3-pentyl-6*H*-
dibenzo[*b, d*]pyran-1-yl propionate

化学名字訳 : 6 a , 7 , 1 0 , 1 0 a - テトラヒドロ - 6 , 6 , 9 - トリメチ
ル - 3 - ペンチル - 6 *H* - ジベンゾ [*b* , *d*] ピラン - 1 - イル
= プロピオネート

通 称 等 : Δ8-THCOP、Δ8-THC propionate

以上